



一六、四〇〇円	一五、三〇〇円	一四、一〇〇円	一二、九〇〇円	一一、七〇〇円	一〇、六〇〇円	九、四〇〇円	八、二〇〇円	七、〇〇〇円	五、九〇〇円	四、七〇〇円	三、五〇〇円	二、三〇〇円
八、二〇〇円	七、七〇〇円	七、一〇〇円	六、五〇〇円	五、九〇〇円	五、三〇〇円	四、七〇〇円	四、一〇〇円	三、五〇〇円	三、〇〇〇円	二、四〇〇円	二、〇〇〇円	二、〇〇〇円

四三、一〇〇円	四〇、六〇〇円	三八、一〇〇円	三五、五〇〇円	三三、〇〇〇円	三一、二〇〇円
二二、六〇〇円	二〇、三〇〇円	一九、一〇〇円	一七、八〇〇円	一六、五〇〇円	一五、六〇〇円

--	--	--	--	--	--

一七、六〇〇円	一八、八〇〇円	二〇、〇〇〇円	二一、一〇〇円	二二、三〇〇円	二三、五〇〇円	二六、〇〇〇円	二八、六〇〇円	三一、〇〇〇円	三三、二〇〇円	三五、〇〇〇円	三七、七〇〇円	四〇、四〇〇円	四三、一〇〇円	四五、八〇〇円
八、八〇〇円	九、四〇〇円	一〇、〇〇〇円	一〇、六〇〇円	一一、二〇〇円	一一、八〇〇円	一三、〇〇〇円	一四、三〇〇円	一五、五〇〇円	一六、六〇〇円	一七、五〇〇円	一八、九〇〇円	二〇、二〇〇円	二二、六〇〇円	二二、九〇〇円

に改める。

第二十九条の二第三項を削る。

第三十三条の六第七項第一号中「百分の百三十」を「百分の百三十五」に、「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改め、同項第二号中「百分の六十」を「百分の六十五」に、「百分の八十」を「百分の八十五」に改める。

附則第五項中「五年」を「十五年」に改める。

別表第一地域部総合運用指令課の項中「地域部総合運用指令課」を「地域部地域安全課」に改める。

「家畜保健衛生所次長

別表第二知事の事務部局の部出先機関の項中 用水改良事務所長 を「家畜保健衛



この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

(採用給与課)

外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

福島県人事委員会

委員長代理 佐藤 喜一

福島県人事委員会規則第九号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校職員の処遇等に関する規則(昭和六十三年福島県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。  
第三条の見出し中「の特例」を削り、同条第一項を次のように改める。

派遣職員(条例第四条第二項に規定する派遣職員をいう。以下同じ。)の派遣の間中の給与の額は、その派遣先の勤務に対して報酬(報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、派遣先の勤務の対償として受ける全てのもの(通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当に相当するものを除く。)をいう。以下同じ。)が支給されないとき又はその派遣先の勤務に対して支給される報酬の年額(以下「報酬年額」という。)が、外務公務員俸給等相当年額(当該派遣の期間の初日(以下「派遣の日」という。)の前日における当該派遣職員の給料及び扶養手当(当該派遣職員が派遣の日の属する月の初日から派遣先の機関が所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員(以下「所在国勤務の外務公務員」という。)であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号。以下「外務公務員給与法」という。)の規定により配偶者手当が支給されることとなる職員については、配偶者に係るものを除く。)の月額を基礎として算定される給料、扶養手当、期末手当及び勤勉手当の年額と当該派遣職員が派遣の日の属する月の初日から所在国勤務の外務公務員であるとした場合に外務公務員給与法の規定により支給されることとなる在勤基本手当、住居手当及び配偶者手当の年額の合計額をいう。以下同じ。)に満たないときは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれに百分の百以内の割合を乗じて得た額とする。

第三条第五項中「第一項又は前項」を「第一項から前項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前三項」を「第一項から前項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「月額」を「年額」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定による給与の額の計算の基礎となる支給割合を決定するに当たっては、決定された支給割合により支給されることとなる給与の年額が、外務公務員俸給等相当年額から報酬年額を減じた額(派遣先の勤務に対して報酬が支給されない場合にあり

つては、外務公務員俸給等相当年額)を超えてはならない。  
3 外務公務員俸給等相当年額の算定に当たっては、次に定めるところによるものとする。

一 派遣職員は、人事委員会が別に定める職員とし、福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和三十二年福島県条例第五十六号。以下「市町村立学校職員給与等条例」という。)第五条第三項の規定により標準号給数(同条第四項に規定する人事委員会規則で定める基準において当該派遣職員に係る昇給における標準となる号給数をいう。)を昇給するものとする。

二 市町村立学校職員給与等条例附則第七項の規定並びに市町村立学校職員給与等条例第七条及び第九条の規定によりその例によることとされる県立学校職員に適用される職員の給与に関する条例(昭和二十六年福島県条例第九号)附則第七項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の給与の額を調整する規定は、派遣職員について適用があるものとする。

8 第一項及び前二項の規定による給与の額の計算の基礎となる支給割合は、百分の一未満の端数のない割合とするものとする。

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

(採用給与課)

職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

福島県人事委員会

委員長代理 佐藤 喜一

福島県人事委員会規則第十号

職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特種勤務手当の支給に関する規則(平成十三年福島県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第三項中「、用水改良事務所、あぶくま高原自動車道建設事務所」を削り、同条第四項中「、あぶくま高原自動車道建設事務所」を削る。

第十二条第一項中「、用水改良事務所、あぶくま高原自動車道建設事務所」を削る。  
第十八条第二項及び第二十五条第一項中「地域部総合運用指令課」を「地域部地域安全課」に改める。

附則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第十八条及び第二十五条の改正規定は、公布の日から施行し、改正後の第十八条及び第二十五条の規定は、同年三月十八日から適用する。

(採用給与課)

